

防災基本条例（仮称）素案

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 自助（第4条—第6条）
- 第3章 共助（第7条—第8条）
- 第4章 公助（第9条）
- 第5章 雑則（第10条—第12条）

附則

前文

わたしたちは、これまで、水害、台風及び地震等の自然の驚異によって、甚大な被害を受けてきました。

平成7年の阪神・淡路大震災では、既存の弱い建物や家具の転倒を原因として多くの方が亡くなったことが判明し、地震で亡くなってしまう人の数を減らすには、既存の弱い建物等の補修や補強、建て替えが最も優先順位の高い対策であることがわかりました。

また、西日本を襲った平成30年7月豪雨は、避難行動を促す情報が出されたものの、自宅に留まる等により、多くの方が亡くなるという結果となり、行政主導の避難対策の限界を明らかかなものとし、国民一人ひとりが主体的に行動しなければ命を守ることは難しいことが明らかになりました。

災害は、決して他人ごとではありません。気象現象は、激甚化し、いつ、どこで災害が発生してもおかしくありません。長良川、木曾川の氾濫原で生活する私たち羽島市にとっては、洪水の被災リスクが高く、また、地震発生時には液状化現象に見舞われることが懸念されます。

災害に対処し、災害に強いまちづくりを進めるためには、市民、事業者及び通勤通学者（以下「市民等」という。）一人ひとりが、自ら考え行動し、積極的に防災活動に参画していくことが最も重要です。

そして、市民等同士あるいは市民等と市が、それぞれの特性や役割を互いに理解し合いながら、協力を重ねていくことが大切です。

わたしたちは、「自分の命は自分で守る」意識を持って主体的に防災活動に取り組み、行政はそれらの取組を全力で支援することで、一人でも多くの命を守ることができるまちづくりを実現するため、市民等の参画の下、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、市民、事業者、通勤通学者並びに地域コミュニティ及び市の災害対策における役割及び責務を明らかにするとともに、災害対策基本法第7条第3項及び羽島市まちづくり基本条例第23条第3項に規定する市民の責務に基づき、主体的に行う防災活動及び条例第2項に基づく自主防災組織その他の地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を示すことで、発災時に一人でも多くの命を守ることができるまちづくりを実現するため、この条例を制定します。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、次のとおりとします。

- (1) 防災 災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧を図ることをいいます。
- (2) 災害 暴風、豪雨、洪水、地震その他の災害対策基本法第2条第1号に規定する異常な自然現象により生ずる被害をいいます。
- (3) 市民 市内に住所又は居所を有する者をいいます。
- (4) 通勤通学者 市内に勤務し、又は通学する者をいいます。
- (5) 事業者 本市で事業を営み、又は活動する個人及び法人をいいます。
- (6) 地域コミュニティ 自治会等、地縁によってつながりを持ち、自らの地域に関わりながら活動を行う人々の集まりをいいます。
- (7) 自助 市民等が自己の責任により自らを災害から守ることをいいます。
- (8) 共助 市民等が互いに助け合い、互いを災害から守ることをいいます。
- (9) 公助 市が市民等による自助並びに共助を支援し、又は市民等を災害から守るための施策を推進することをいいます。
- (10) 避難所 避難のために立退きを行った市民及び通勤通学者等を必要な期間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した市民その他の被災者を一定期間滞在させるための施設であって、被災者支援の地域拠点としての機能を持つものをいいます。
- (11) 分散避難 避難所へ避難するだけでなく、各自が安全に生活できる場所に避難することをいいます。
- (12) 自主防災組織 住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいいます。
- (13) 避難行動要支援者 市内に居住する高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要す

る者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものをいいます。

(基本理念)

第3条 本市の防災は、これまでの災害の教訓等を日常生活に生かし、「自分の命は自分で守る」という自助を基本として、市民等が主体となり、平時より防災意識及び災害対応力を高めるとともに、災害が発生した場合に一人でも多くの命を守るため、市民等及び市が協働して行うものとします。

第2章 自助

(市民の自助)

第4条 市民は、災害対策基本法第7条第3項の規定に基づく責務を果たすため、次に掲げる取組を行うことにより、日頃から災害等の発生に備えるとともに、災害等の発生時には、自らの及びその家族の安全を確保するための行動を迅速かつ適切にできるよう備え、その命を守るよう努めなければなりません。

- (1) 所有し、又は使用する建築物その他の工作物について災害発生時の被害を防ぎましょう。
- (2) 家具等の転倒、落下等の防止のための措置を講じましょう。
- (3) 必要な飲料水、食糧及び生活物資の備蓄を行うとともに、消費期限や動作の確認及びいざというときに持ち出せる準備を行いましょう。
- (4) 市その他の行政機関から提供される防災に関する知識及び情報を積極的に取得し、家族と共有し、活用できるようにしておきましょう。
- (5) 防災訓練、講習会等に積極的に参加し、防災に関する知識を習得しましょう。
- (6) 連絡先及び連絡方法の確認を行いましょう。
- (7) 在宅避難などの分散避難を検討し、避難する場所、避難経路及び安全な避難方法と避難のタイミングを確認しましょう。
- (8) 災害の初期の段階における消火、救難救助、応急手当その他の活動は安全に行いましょう。
- (9) 災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、第一に自分の命を守るという意識を持ち、適切な判断の下、避難しましょう。
- (10) 避難行動要支援者その他自分で自助の取り組みが困難な者（以下、「避難行動要支援

者等」という。)は、地域コミュニティを頼りましょう。そのためには、日ごろより自主的に地域コミュニティに関わりましょう。

(事業者の自助)

第5条 事業者は、自助の理念にのっとり、自ら災害に備えるとともに、防災に寄与するため、次に掲げる事項の実施に努めなければなりません。

- (1) 災害に備え、従業員及び事業所を訪れている者(以下「従業員等」という。)の安全確保を図りましょう。
- (2) 災害が発生した場合において事業を継続して行うために必要な計画を策定しておきましょう。
- (3) 所有し、又は使用する建築物その他の工作物について災害発生時の被害を防止しましょう。
- (4) 所有し、又は使用する備品等の転倒、落下等の防止のための措置を講じましょう。
- (5) 停電に備え、電源を確保しましょう。
- (6) 災害に備え、必要な資機材及び従業員等の使用を含めた物資の備蓄を行いましょう。
- (7) 防災訓練を実施及び従業員が防災に関する知識及び技術を習得する機会を提供しましょう。
- (8) 平時から、地域コミュニティの活動に積極的に参加しましょう。

(通勤通学者の自助)

第6条 通勤通学者は、自助の理念にのっとり、自ら災害に備えるとともに、防災に寄与するため、次に掲げる事項の実施に努めなければなりません。

- (1) 通勤通学路の安全を確認しましょう。
- (2) 家族や知人との連絡手段を確保しておきましょう。
- (3) 公共交通の利用者は、発災時には、事業者の指示に従いましょう。
- (4) 施設の利用者は、発災時には、施設管理者の指示に従いましょう。
- (5) 動きやすい服装や簡易な食料などを備えておきましょう。

第3章 共助

(市民の共助)

第7条 市民は、共助の理念にのっとり、平時から地域コミュニティでの関係を深めるとともに、防災に寄与するため、次に掲げる事項の実施に努めなければなりません。

- (1) 共助における支援者となるため、第4条の規定に基づく自助に努めましょう。

- (2) 災害が発生したときは、近隣の者の中で負傷者の救護及び災害復旧への協力に努めましょう。
- (3) 避難所は、被災者自らが行動し、助け合いながら運営することが求められるため、市民は主体的に平時より運営体制の確立に関わるとともに、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、互いに協力して避難所の運営を行いましょう。

(地域コミュニティの共助)

第8条 市民は、災害が発生した場合における被害を最小限にとどめるために相互に協力して地域コミュニティにおいて自主防災組織等の結成に努め、地域の防災に寄与するため、次に掲げる事項の実施に努めなければなりません。

- (1) 災害に備え、自主防災組織活動計画により、その構成員の役割分担をあらかじめ定め、その活動に必要な防災資機材を整備するとともに、防災訓練の実施に努めましょう。
- (2) 平常時から災害時、復旧、復興期にわたり、消防団、水防団及びボランティア団体など各種地域団体に協力を求め、連携しましょう。
- (3) 市その他の行政機関から提供される防災に関する知識及び情報を積極的に地域コミュニティで共有し、活用しましょう。
- (4) 災害の教訓等を次の世代に伝承していくため、地域における災害の教訓等に関する資料を保存しましょう。
- (5) 地域コミュニティの実施する防災の取組に、地域の災害の教訓等を積極的に活用するよう努めましょう。
- (6) 災害が発生し、又は発生の恐れがある場合は、地域コミュニティの市民について、安否確認をしましょう。
- (7) 地域コミュニティにおける一時的に避難するほか、地域の安否確認等の情報収集のために、安全な避難する場所を決めましょう。
- (8) 地域コミュニティの被災した市民等のために、避難所を開設し運営しましょう。
- (9) 地域の避難行動要支援者等からの応援要請に応え、支援しましょう。

第4章 公助

(市の公助)

第9条 市は、市民等の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害対策基本法第5条の各項の規定する地域防災計画等の作成及び法令に基づきこれを実施する責務を果たすとともに、自主防災組織等の充実を図るほか、市民等の自発的な防災活動の促進を図るため、

次に掲げる事項の実施に努めなければなりません。

- (1) 災害の教訓等を踏まえた講座や訓練を実施する等あらゆる機会を通じて「自分の命は自分で守る」ための防災教育を推進すること。
- (2) 子どもへの防災教育に当たっては、学校教育その他の場を通じて、防災に関する知識、判断力、行動力等を習得できるよう配慮すること。
- (3) 防災行政無線その他の方法により、迅速かつ的確に市民等に対して避難を判断するための情報を発しなければならない。
- (4) 市は、災害が発生したときは、速やかにその被害の状況及び応急復旧に関する情報等を市民等及び事業者を提供するよう努めなければならない。
- (5) 本条例に定める自助に取り組もうとする者のうち、資力のない者へ支援をすること。
- (6) 災害時において事業者と協力し対応に当たれるよう様々な協定を締結しておくこと。
- (7) 市有施設を災害に向け強靱化するとともに、国、県が保有する施設の強靱化について、要望していくこと。
- (8) 職員の災害対応に係る意識及び対応能力の向上のため、研修、防災訓練等を実施すること。

第5章 雑則

(条例の見直し)

第10条 市は、大規模な災害による新たな教訓又は市民等の参画による防災への取り組みに基づき、必要に応じて規定の追加などの見直しを行います。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めます。

(その他)

第12条 防災に関し、この条例に規定する事項については、法令等に別段の定めがあるときは、その定めるところによります

附 則

この条例は、令和 年 月 日から施行します。